

県立広島大学 性の多様性に関する対応ガイドラインの運用について

1 相談窓口と相談フローについて

1-1 相談窓口について

性的指向・性自認等に関する相談窓口は、広島キャンパスでは教学課学生支援係、庄原キャンパスや三原キャンパスでは教学課です。

本学に所属するすべての学生を対象として、本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。

広島キャンパス教学課（学生支援係） 082-251-9720

庄原キャンパス教学課 0824-74-1701

三原キャンパス教学課 0848-60-1126

1-2 相談の流れ

相談の内容に応じて、守秘義務をもって対応します。必要がある場合には、本人に連携の範囲や内容を事前に確認したうえで、関係部署間で連携して対応を協議します。個別の状況や大学側の事情によって必ずしも希望どおりの対応ができない場合がありますが、まずは気軽に相談してください。

対応の基本的な流れは次のとおりですが、具体的な対応については個別の状況によります。



2 氏名・性別の情報とその管理について

2-1 氏名の取扱いについて

学内において自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続を経たうえで、使用することができます。詳細は、所属キャンパス教学課までご相談ください。

本学が発行する証明書等については、可能な範囲で柔軟に対応します。

ただし、自認する性に基づく通称名を使用することにより不利益が生じる場合がありますので、その場合は、本人の責任において対応していただくことになります。手続を進める上での心配事などがあれば、所属キャンパス教学課までご相談ください。

2-1-1 通称名を使用できる場合について

通称名を使用できる場合は、次のとおりです。

- 戸籍上の改名がなされていないが、性別違和及び性自認の不一致を理由として通称名等を使用する場合
- その他戸籍又は住民票上の氏名を使用することが困難である場合
- ※ 婚姻等により戸籍上の姓名を変更し旧姓を使用する場合や、外国籍で住民票に記載されている通称名の使用を希望する場合も同様の扱いとします。

なお、通称名を使用する場合、原則として、本人だけでなく保証人（父母等）の署名も求めます。学生記録等の氏名を通称名にすることは、本学の学生として学内外で行う全ての活動を通称名で行うことを意味しますが、保証人（父母等）の同意なしに大学が各種の活動を支えることは困難なためです。

具体的に通称名による場面には、次のことを想定しています。例）名簿

2-1-2 通称名が使用できない場合について

戸籍等上の氏名を使用する場合は、次のとおりです。

- 学位記 ※式典での読み上げは、通称名により行います。
- 各種証明書 ※可能な範囲内で柔軟に対応しますが、希望に沿えない場合もあります。
- 法令等の定めにより、戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- その他通称名等使用を行うことが困難であると判断されるもの

2-1-3 手続について

所定の様式に必要書類を添え、所属キャンパス教学課に提出してください。理由によって必要書類が異なる場合がありますので、事前に教学課へ相談してください。

2-2-1 性別情報の取扱いについて

意図しない形で本人の性別情報が公開されることがないように、慎重に取り扱います。

学生、教職員に配布・掲示する名簿又は大学所定の許可書や届出書等の様式については、性別情報が特に必要ではない場合には性別欄を設けないこととします。

- 名簿
学生に配布・掲示する名簿については、原則として性別欄を除外して配布・掲示します。教員の会議等でも、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱います。
- 学籍情報（教学システム）
教学システムで学生の個人情報にアクセスできる権限を有するのは、教務担当・学生支援担当の、限られた教職員のみです。本学では、教職員に対して、性別情報を含めた

個人情報の取扱いに関する研修だけでなく、性の多様性に関する研修の受講機会を積極的に設け、性別情報の慎重な取扱いを広く深く啓発していきます。

2-2-2 性別の変更について

戸籍上の性別が変更された場合には、学籍情報の性別情報の変更が可能です。

2-2-3 大学の発行する証書の性別記載について

大学で発行する証書等（成績証明書や学位記等）のうち、主な証書等の性別情報の記載の有無については、次のとおりです。今後とも、適宜情報を集約し、各証書等で性別の記載が本当に必要かどうかを含め絶えず検証・整理します。

- 性別記載のないもの（主なもの）
学位記、成績証明書、卒業（修了）見込証明書、卒業（修了）証明書、在学証明書等
- 性別記載のあるもの（主なもの）
健康診断証明書

2-2-4 大学に提出する諸書類における性別情報の記入について

本学に提出する諸書類（授業料減免申請書や各種使用願等）のうち、主な書類への性別情報の記載の有無については、次のとおりです。今後とも、適宜情報を集約し、各証書等で性別の記載が本当に必要かどうかを含め絶えず検証・整理します。

なお、性別記載欄を未記入のまま提出することが可能な場合もありますので、提出前に相談してください。

- 性別記載のないもの（主なもの）
学生生活規程別記様式第4号以外のもの
- 性別記載のあるもの（主なもの）
授業料減免（徴収猶予）申請書、学生記録（学生生活規程別記様式第4号）等

3 授業等について

3-1 授業について

授業において、性別で区別することがある活動（体育等）については、特に必要な場合以外には行わないこととします。体育等でのグループ分けや服装等について心配な方は、履修前にシラバス等の情報を確認のうえ、事前に相談してください。

更衣室を利用する授業では、施設や設備の状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、可能な範囲で対応しますので、相談してください。

3-2 校外実習について

実習先の体制により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、教育実習や病院実習等

で想定されるトイレや更衣室，服装等に関して，可能な範囲で対応しますので，事前に相談してください。

3-3 呼称について

授業中の呼称において，敬称をつける際には性別で使い分けず，「～さん」等に統一することを全教職員に推奨します。

外国語の授業における呼称についても同様に対応します。事前の相談により本人の要望に沿った呼称にすること（たとえばMs.ではなくMr.やMx.とする等）も可能です。

4 学生生活について

4-1 健康診断について

事前申し出により，受診時間帯の配慮や個別受診等ができるよう調整します。

4-2 トイレについて

男女別のトイレが使用しづらい方は，男女共用の身障者対応トイレ・多目的トイレを使用してください。多目的トイレについては，多目的であることが理解できるように表示の改善を進めています。学内施設のトイレの場所は，学生便覧の「建物配置図」に記載されていますので，確認してください。

5 就職活動について

就職活動にあたっては，一人ひとりが力を発揮できるよう支援します。

キャリアセンターでは，インターンシップや就職活動時，就職後の不安をはじめ，性の多様性を踏まえたキャリア全般に関わる内容について，キャリアカウンセラーと相談し，一緒に考えることができます。

6 理解促進・情報発信について

性の多様性に関する理解促進や支援体制づくりの参考とするため，学生への意識調査（アンケート）を実施します。また，教員や外部講師により，全学生を対象とした講習会等を実施します。

また，教職員・大学関係者に対して，性の多様性に関する理解促進に係るFD/SD等の研修・情報提供を定期的・継続的に行います。

併せて，本学における性の多様性に関する取組の情報を，学内外に向けて，大学HP等を利用して公開・発信しています。

7 その他

7-1 入学式・卒業式の服装と身なりについて

もとより，入学式や卒業式の式典には，多様なアイデンティティに基づいた服装や身な

りで参加することができます。式典であることを踏まえたうえで、みなさんにふさわしい服装や身なりで参加してください。

7-2 留学について

留学プログラムの企画元や協定校によって受け入れ状況が異なるため、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、留学に関して支援を希望する場合は、可能な範囲で対応しますので、事前に相談してください。

その他、大学での活動全般について、心配なことがあれば、何でも相談に応じます。